

〔査読論文〕

アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における 限定的公的人物の「自発性」要件と インターネットの利用

岡 根 好 彦

目 次

- I はじめに
- II 自発性の判断基準
 - 1. Gertz判決
 - 2. Gertz判決後の連邦最高裁判決
 - 3. 下級審判決
- III 自発性の判断基準の適用
 - 1. 「公衆の注意」の判断
 - 2. 「著名な地位の引受け」の判断
- IV インターネット利用者の自発性
 - 1. 裁判例の動向
 - 2. 裁判例の評価
- V むすびにかえて

I はじめに

インターネットという表現媒体は組織的、経済的基盤を持たない者たちに多くの表現発信の機会を与えている。しかしながら、表現発信の機会が増加すれば、それらの表現によって権利侵害を受ける者も増加することになる。最近では、Twitter等のSNSを通じて表現発信している者が誹謗中傷を受けるケースが注目されている。このような場合、誹謗中傷を受けた者は名誉毀損等を理由に刑法230条や民法709条に基づく法的責任を追及することが予想される。もっとも、名誉毀損表現に関しては、発信者の表現の自由への配慮から、刑法230条の2第1項では「公共の利害に関する事実」に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない

と規定され、最高裁でも、刑事責任・民事責任ともに、当該名誉毀損的表現の内容が真実であることが証明されなくても、その事実を真実であると誤信し、その誤信につき相当の理由が被告側から証明されたときには法的責任が生じないことが判示されており、かかる場合には法的責任の追及が認められなくなる¹⁾。そして、インターネット上の誹謗中傷の被害者にとって特に問題となるのは、当該表現内容が「公共の利害に関する事実」に該当するかの判断にあたって、わが国の名誉毀損訴訟では被害者が「公人」（公職者および公的人物）に該当するか否かが少なからず加味されていることである。たとえば、刑法230条の2第3項では公職者に関する事実が免責対象である。また、いわゆる月刊ペン事件において、最高裁は、巨大宗教組織の会長の女性関係にまつわる私的行動にも言及した雑誌記事に関する名誉毀損責任の有無につき、「私人の私生活上の行状であつても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによつては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法二三〇条の二第一項にいう「公共ノ利害ニ関スル事実」にあたる場合があると解すべきである」と述べており、名誉毀損訴訟における原告が公職者に該当しない私人であっても、社会的影響力のある公的人物であれば、発信者の表現の自由への配慮がなされている²⁾。わが国の名誉毀損訴訟においていかなる場合に原告が「公人」に該当することになるのかに関しては、板倉陽一郎によると、裁判例では明らかにされておらず、「『公人』とは『公人

性』を備えた私人である」ところ、「公人性の定義は帰納的に、『私人が公共の利害に関する行動を行い、或いは公益に関する立場に付いた場合に備える特徴』とすることができ」るにすぎないという³⁾。しかし、いずれにせよ、従来「公人」として扱われてこなかった一般私人も、インターネットを通じて、「公共の利害」に該当するような事項についてコメントを発信したり、世間から注目される存在になったりすれば、名誉毀損責任の追及が困難になるおそれがある。そのような可能性を広く認めることはインターネット利用者の人格権保護に欠け、ひいてはインターネットという表現媒体の利用を萎縮させることにもつながりうる。それゆえ、インターネット上の名誉毀損表現に関する法的責任の有無を判断するにあたっては、「公人」とはより具体的にいかなる要件を備えた人物として定義づけられるのか、その「公人」にインターネット利用者が該当しうるのかを明らかにすることが不可欠といえる。

かかる問題については、板倉が指摘しているように、わが国の裁判例等では明らかにされていない状況にある。しかし一方で、わが国の表現の自由に関する議論に多大な影響を与えているアメリカ合衆国においては、少なくとも「公人」の要件に関する議論については以前から学説等で検討が試みられている。同国では、名誉毀損訴訟の原告が「公人」である場合、原告側は被告側の「現実的悪意 (actual malice)」つまり当該表現が「虚偽であることを知っているか、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視してなされたこと」を立証しなければならないとの法理が確立しており、わが国よりも原告の地位が明確な判断要素になっているからである。したがって、本稿では、「公人」の要件に関する米国での議論の分析を通じて、インターネット利用者が「公人」に該当するか否かについて検討したい。

なお、同国では、「公人」の一部である公的人物に関して、さらに、「社会の中で特別に目立つ役割や説得力と影響力のある地位に就いてあらゆる意味で公的人物」といえる「全面的公的人

物 (all purpose public figure)」、 「特定の公的論争 (public controversy) に自発的に参加したり、引き込まれたりすることで、限られた範囲の問題についての公的人物」となる「限定的公的人物 (limited purpose public figure)」に分類される。そして、全面的公的人物は自身の私生活に関する名誉毀損的表現についてまで現実的悪意の立証が要求される一方で、限定的公的人物は当該公的論争に関する名誉毀損的表現について現実的悪意の立証が要求されると解されている⁴⁾。インターネット利用者が名誉毀損の被害者となる場合、利用者が限定的公的人物に該当しうるのか、より具体的にはインターネット利用と論争への自発的関与との関係が特に問題になると思われる。すなわち、従来、公的論争、あるいは公的論争に自発的に関与できた人物は新聞やテレビといったマス・メディアとの関係を有する場合が中心であったと考えられるところ、インターネット上では多種多様なトピックや情報とそれらについての意見を世界中の利用者に向けて発信する機会が無数に設けられているため、インターネット上での軽はずみな発言によって、従来の公的人物ほどに公的論争へ関与する意図がなかったにもかかわらず、インターネット利用者が限定的公的人物として扱われてしまう可能性がある。また、公立学校や警察などの雇用主の多くは従業員に関する情報をインターネット上に掲載していることから、従業員が仕事の一環として露出していると認識され、限定的公的人物として扱われてしまう可能性もある。その結果、現実的悪意の立証が求められて名誉毀損責任の追及が困難になり、インターネット利用が萎縮することにつながってしまう⁵⁾。そこで、本稿では、「公人」の要件の中でもかかる「自発性」の要件に注目し、裁判例や学説を通じて同要件の内容を明らかにする。そのうえで、インターネット利用者に対して同要件がどのように適用されるのかについて考察していきたい。

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

II 自発性の判断基準

1. Gertz判決

アメリカ合衆国の裁判所では、名誉毀損訴訟における原告が公人（「公職者 (public official) 」および「公的人物 (public figure) 」）である場合、原告側が被告側の「現実的悪意 (actual malice) 」つまり当該表現が「虚偽であることを知っているか、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視してなされたこと」を立証しなければならないという判断基準が確立している。この点について連邦最高裁が明言しているのが1974年のGertz v. Robert Welch, Inc.事件判決である。

同事件では、殺人事件で有罪になった警察官に対して被害者家族が民事訴訟を提起した際に被害者家族側の代理人を務めた弁護士に関して、被告出版社が自社の雑誌の中で当該弁護士が共産主義者であり、当該殺人事件は共産主義者による宣伝活動である等の記事を掲載したことから、名誉毀損の有無が争われた。なお、原告弁護士は、民事訴訟の弁護人として、被害者の死に関する検死官の審問に出席し、また損害賠償請求訴訟の提起には関わっていたものの、加害者警察官について報道陣に話したことも刑事訴訟に関与したこともなく、原告が共産主義者である根拠も示されていなかった⁶⁾。

パウエル裁判官による法廷意見では、公職者や公的人物は①効果的なコミュニケーション・チャンネルへのアクセス可能性が高く、名誉毀損的表現に対抗する現実的機会を有していること、②自ら望んで公務に就いた者、社会的に卓越した役割を担っている者、特定の公的論争に自発的に最前線に立つ者は公衆の厳密な審査を受けるリスクと向き合わなければならないことを根拠に、これらの者に対して現実的悪意の基準が適用されることが確認されている⁷⁾。

本件については、原告は当該雑誌の出版時に報酬のある政府の役職に就いていたわけではなくため公職者ではない。また、地元の市民団体等で役員を務め、法的な分野に関する書籍などをいくつか出版しており一部の業界では知られ

た存在であったが、地域社会で一般的な名声や悪名を獲得していたわけでもない。さらに、原告は自身のクライアントの代理に関連した参加のみであり、刑事訴訟・民事訴訟いずれについてもマスコミと議論を交わしたこともなく、公的論争に自らを押し込むことも大衆の注意を引くこともなかったため、公的人物としても認められないとの判断が下されている⁸⁾。

2. Gertz判決後の連邦最高裁判決

Gertz判決は公人への名誉毀損的表現につき原告側に現実的悪意の立証が求められる根拠として公的論争の最前線に自ら立つ者は公衆の厳密な審査を受けるリスクと向き合わなければならないことを挙げ、実際に公的人物であるか否かの判断において原告が公的論争に自発的に参加しているかどうかを検討している。このような「自発性」が公的人物の判断要素の1つであることはGertz判決後の連邦最高裁判決からも明らかである。1976年のTime, Inc. v. Firestone事件では、アメリカの裕福な実業家の娘である原告が極度のDVや姦通を理由に訴訟提起し離婚の判決を受けたことに関する週刊ニュース雑誌の記事が名誉毀損に該当するか争われた⁹⁾。レンキスト裁判官による法廷意見では、原告は自由意思で自身の結婚問題を公表することを選択しておらず、婚姻関係からの法的な解放を得るためにやむなく法廷に向いたのであって、「公共の問題の解決において特別に重要な地位を占めていた」わけではなく、特定の社会以外で社会問題に対し卓越した役割を担っていたことも、特定の公的論争の解決に影響を与えるために自ら関与したことも認められず、公的人物とはいえないとの判断が下されている¹⁰⁾。また、離婚手続中に記者の探究心を満足させるために数回の記者会見を実施した可能性があるという事実も公的人物に変えてしまうものとはいえず、そのような会見は夫との間の訴訟の是非や裁判の結果に影響を与えるものではないはずであり、そのような目的があったとも考えられず、原告が記者会見を関係のない論

争の解決に影響を与えるべく自身を最前線に押し出すための手段として利用しようとした形跡も見当たらないとも判断されている¹¹⁾。もっとも、ブレナン裁判官らは反対意見で原告の自発性につき異なる評価を下している。原告が「社会問題において特別に目立つ」社会的グループのメンバーとなり常にメディアの注目を浴びるようになったのは原告の選択によるものとみるべきであるし、原告がプレス・クリッピング・サービスに加入していたことは、世間の注目を浴びたことにまったく興味がなかったわけではないことを示唆している。また、原告は自身の活動が一般大衆のかなりの部分に関心を持たれる立場にありながら訴訟開始を選択しており、最も重要なことはその訴訟の過程においていくつかの記者会見を開いたことである。それゆえ、原告は公的人物とみるべきと述べている¹²⁾。ブレナン裁判官らは、公的人物の分析の焦点は、個人の行動と、当該表現の前にすでに発展していたか、あるいは予想されていたかもしれない世間の注目度に当てるべきであって、かかるアプローチのもとでは、世間の注目を集めることが予想される社会的な著名性を獲得し、より多くの世間の注目を集めることが予想される訴訟を起こし、訴訟の過程であるいは訴訟に関連して記者会見を開いた個人は公的人物に含めるべきとの見解を示している¹³⁾。

1979年のHutchinson v. Proxmire事件では、合衆国上院議員が、無駄な政府支出の例として、行動科学の研究者で研究財団の研究部長などを務めてきた原告による、特定の動物のストレス等を受けたときの行動パターンに関する研究への支出をニュースレターなどを通じて挙げたため、かかる行為が名誉毀損に該当するか等が争われた¹⁴⁾。パーカー裁判官による法廷意見は、原告が限定的公的人物に該当するか否かにつき、原告の活動と公開プロフィールは無数の同業者の活動に非常に似ており、出版された彼の著作は人間の行動の研究に関係する比較的小さな専門分野に位置づけられ、著作がある程度の論争の域まで達したのは被告の公表の結果に

すぎないとの考えを示している。また、原告は特定の公的論争に自らを関与させていないし、そもそも被告は公的支出に関する一般的な懸念を示しているにすぎず論争を特定していない。公的助成を受けただけで公的人物になるというのは、研究のための公的補助金を受ける者ならば誰でも公的人物に分類されうることになり、競合する利害間に不適切なバランスをもたらす。さらに、原告は助成金の申請や専門誌での発表を通じて、公的支出に関する広範な懸念につき際立った社会的役割を担ったとはいえないなどを理由に、限定的公的人物には該当しないとの判断を下している¹⁵⁾。

同年のWolston v. Reader's Digest Ass'n事件では、被告が出版したソビエト連邦のスパイ組織に関する書籍において原告の名が記載されていたことが名誉毀損に該当するか争われた。原告は、叔父と叔母がスパイ容疑で逮捕された際に連邦地裁から調査のために召喚されたところ、精神薄弱を理由に拒否したことから法廷侮辱罪(criminal contempt of court)で有罪となり、そのことについて報道されたことがあったが、以後はスパイ行為で起訴されたことはなかった¹⁶⁾。レンキスト裁判官による法廷意見は、限定的公的人物に該当するかに関して、名誉毀損を想起する特定の論争内での個人の参加の性質や範囲に焦点を当てるべきとしたGertz判決を強調し、原告は調査によって不本意ながら当該論争に引きずり込まれたといったほうが正確であり、原告が報道されるのを知りながら法廷の前に姿を現さないことを自発的に選択してメディアの注目を集めたという事実も公的人物の問題を決定づけるものではない。原告はソ連のスパイの調査に関する公的論争で報道機関と話し合ったことはなく、その関与は侮辱罪から身を守るための必要なものに限定されており、当該論争においてわずかな役割しか果たしていないとの見解を示している¹⁷⁾。また、原告が法廷侮辱罪の判決を受けたことは疑いもなく「報道価値がある」けれども、私人が世間の注目を集める問題に関与したり関連したりするだけ

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

で自動的に公的人物に変身するわけではなく、かかる事実がメディアの注意を引いたというだけで公的人物と結論づけられることはない。さらに、地裁の召喚に応じなかったことは一般の人々のコメントを招いたり一般の人々に影響を与えたりするために自分自身に注目を集めさせることを計算したのではないと判断している¹⁸⁾。

3. 下級審判決

1) 合理的な人

以上のように、連邦最高裁では、原告が公的人物に該当するか否かにつき、原告が特定の公的論争の解決に影響を与えるために自ら関与したことが判断要素の1つになっている。もっとも、本稿で挙げた連邦最高裁判決では、裁判手続に関与したあるいは関与しなかったことのみでは自発性が判断されないことは明言されているものの、どのような条件を充たせば自発性が認められるかについての言及はなされていない。この点に関して、下級審判決ではより詳細な判断方法が示されている。

まず、公的人物について一定の判断基準を示した1980年のWaldbaum v. Fairchild Publications, Inc.事件における連邦控訴裁判決からみていきたい。同事件では、グリーンベルト・コンシューマー・サービス社の社長兼最高経営責任者であった原告が、スーパーマーケット業界の慣行やエネルギー法、燃料配分などさまざまなトピックに関してマス・メディア等を招き会議を開催したり、同社の事業を統合する方針を主張したりした結果、業界誌や一般雑誌で注目を集めていたところ、同社の取締役会で解任された際に、被告出版社の雑誌において同社が資金を失ったためコスト削減している旨の記事などが掲載されたことから、名誉毀損の有無が争われた¹⁹⁾。タム裁判官による法廷意見では、原告が限定的公的人物に該当するのは、特別な公的紛争の解決に大きな影響を意図的に与えるか、そのような行動が現実的に期待される場合に限られ、その紛争には直接の参加者を超えて一般的

な人々にとって予見可能で実質的な結論が存在しなければならない。したがって、裁判所は合理的な人の目を通じて全体的に事実を見なければならないことが明らかにされている²⁰⁾。そのうえで、公的論争を定義づけたあとはその論争における原告の役割を分析しなければならないところ、かかる役割はささいなあるいは接触程度の参加だけでは十分でなく、原告が論争の「最前線に身を投じて」いなければならない。つまりは議論の中で「特別に目立つ」ことを達成しなければならないが、原告は、意図的に結果に影響を与えようとしていたか、論争における原告の立場から論争の解決に影響を与えることが現実的に期待されていた可能性があったかのいずれかを充たす必要がある。かかる分析をおこなうにあたって、裁判所は原告の過去の行為、報道の程度、原告の行為や発言に対する世間の反応に注目することができるとの判断基準が示されている²¹⁾。そして、特定の論争の結果に影響を与えようとする者は、マスコミが論争を取材する際に、批判的な目で主要な参加者を吟味するというリスクを想定しているところ、本件の論争における原告の役割については、著名で影響力のある会社の役員になるだけで公的人物になるわけではないが、原告は多くの議論を呼ぶ行動に関わるなど単一企業の利益最大化の役割を超え、スーパーマーケット業界や商品化計画全般の政策に影響を与えようとしていたのであり、その過程でマス・メディアの報道が経営下の企業の成功や収益性に転じてしまうリスクを負っていたといえるため、合理的な人にとっては公的論争に身を投じたように思われるとの判断が下されている²²⁾。

1981年のFitzgerald v. Penthouse Intern.事件の連邦地裁判決においても、公的人物に関する一定の判断基準が示される中で、自発性に関する言及がみられる。同事件では、米国の海軍と中央情報局による動物の訓練と使用の疑いを内容とした記事において、原告の活動がイルカ技術の軍事利用に関する説明で言及されていたことから、当該記事の名誉毀損の有無等が争わ

れた²³⁾。ミラー裁判官による裁判では、公的論争が特定された場合、次に原告が特定された公的論争に関して公的人物であるかどうかの問題になるところ、①原告が効果的なコミュニケーション・チャンネルにアクセスできたか、②原告が論争において特別に重要な役割を自発的に引き受けたか、③原告が論争の解決等に影響を与えようとしたか、④当該表現の発信前に論争が存在したか、⑤名誉毀損訴訟の時点まで原告が公人の地位を保持していたかという5つの論点が存在しているとして、自発性の要件も確認されている²⁴⁾。そして、②と③の要件は同時に検討できるとしたうえで、結果に影響を与えるために公的論争に自発的に参加したかどうかは、行為者の主観的な動機のみを参照して決定することはできないが、その行為がメディアの注目を集めただけでは公的人物にもなりえないため、主観的または自発的な要素は考慮されなければならない。ただし、個人が故意に世間の注目とコメントを集めるような行為に従事していた場合には、公人になるつもりはなかったと主張するだけでは公的人物としての地位を回避することはできない。それゆえ、裁判所は「合理的な人の目を通して、全体として事実をみななければならない」として、前述のWaldbaum判決が引用されている²⁵⁾。本件については、原告はテレビ番組で「アメリカの諜報機関と海軍のためのイルカ研究の先駆者の一人」として視聴者に紹介されており、番組内でベトナムでの海軍のイルカ使用についてコメントし、それらのイルカの数頭が自身のイルカであると述べ、イルカの対泳システムに関する自身の研究についても言及していることから、合理的な人は原告がイルカ技術の軍事応用に関する論争の結果に大きな役割を果たすだろう、または果たそうとしていると結論づけられるし、原告のイルカ関連の仕事を考慮すれば、同番組の前後で、当該論争における原告の役割が「特別に目立つ」ことがなかったとはいえず、いずれの要件も充たすとの判断が下されている²⁶⁾。

2) 公衆の注意と著名な立場の引受け

以上の2つの判決では、自発性の有無を判断するにあたり、「合理的な人」を基準として、つまりは原告の主観的意図だけではなく、原告の行為などの客観的状況も考慮すべきことが述べられている²⁷⁾。そこで問題となるのは、自発性が認定されるほどの論争への関与とはどの程度の行為であるかである。この点について、上述の裁判例よりも具体的な言葉で説明しているのが1984年のLerman v. Flynt Distributing Co.事件の連邦控訴裁判判決である。同事件では、原告が執筆し、脚本も担当した映画について、同映画に出演してヌードも披露した女優が原告であるとの誤った記事が雑誌において掲載されたため、名誉毀損等を理由とした差止めや損害賠償を求める訴訟が提起された²⁸⁾。カーダモン裁判官による法廷意見では、原告が限定的公的人物に該当するかにつき、原告が、①訴訟の対象となっている事件の前に、他者に影響を与えるべく公衆の注意を自身の意見に向けさせることに成功したこと、②訴訟の主題に関連する公的論争に自分自身を自発的に関与させたこと、③公的論争において著名な立場を引き受けたこと、④メディアへの定期的かつ継続的なアクセスを維持してきたことを被告が示さなければならないとの判断基準が提示されている²⁹⁾。そして、原告は9冊の小説の著者として国際的な名声を得ており、これらの小説では男女間の待遇の不平等が蔓延しているというトピックが大衆にアピールされている。また、原告は頻繁に全国放送のテレビにゲスト出演したり、マスコミのインタビューに応じたりしており、これらの機会にも性的不平等を主張しているため、かかる論争の最前線に立っていることは明らかであるとして、いずれの要件も充たすとの判断が下されている³⁰⁾。

Lerman 判決で示された「公衆の注意」や「著名な立場の引受け」といった要素は1985年のSchivone Constr. Co. v. Time, Inc.事件の連邦控訴裁判判決でもみられる。ただし、同判決では、Lerman判決とは異なり、これらの判断要素が

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

自発性の有無の判断で用いられている。同事件では、タイム誌において、FBI長官が大統領参事官に対し、選挙法違反やマフィアとのつながりなどが疑われる労働長官ドノバンが所有する原告企業についての資料に犯罪性や組織犯罪を示す情報はないと助言して隠蔽工作をおこなったとの記事を掲載したことから、同記事が原告企業に対する名誉毀損にあたるか問題になった³¹⁾。サロキン裁判官による法廷意見では、自発性の判断につき第三巡回区控訴裁が①「典型的な限定的公的人物の事件では、原告が注目を集めることを目的とした方法で公の問題に積極的に参加している」こと、②スポーツ界の著名人や地域社会で定期的に名声や悪評につながる特定の活動分野を選択した人である場合には、「原告の行為自体がコメントや注目を招く可能性があり、たとえ原告が直接的に世間の注目を集めようとしていなくても、そのような注目のリスクを引き受けているとみなされる」ことで判断しているため、かかる判断に従わなければならないことが述べられている³²⁾。そのうえで、原告企業は大統領候補者であったレーガンのために大規模な選挙運動をおこなっており、本件論争はすぐに大きな公共の関心のトピックになって膨大な報道がなされ、かかる報道の多くで原告企業の疑いについても言及されていたため、「注目を集めることを目的とした方法で」、本件論争に関する肯定的な行為がなされていた。また、ドノバンへの批判が開始されたあとにドノバンが原告企業を擁護する発言をおこなっていたし、当該記事の出版前から原告企業はいくつかの政府の調査の対象となっており、メディアの注目の対象となっていた。それゆえ、限定的な目的での公的人物としての地位が認められるとの判断が下されている³³⁾。

また、1998年のKhawar v. Globe International, Inc.事件の州最高裁判決で示された判断方法でも同様の要素が挙げられている。同事件では、ある書籍でロバート・F・ケネディ暗殺の実行犯として扱われ写真も掲載された人物とその父親が当該書籍の著者と出版社、および当該書籍

を要約した記事を週刊タブロイド紙に掲載した発行社に対して名誉毀損訴訟を提起した³⁴⁾。ケナード裁判官による法廷意見では、原告が中傷的な虚偽による被害のリスクを自発的に選択したか否かについて、①指摘された原告の行為が関連する論争が生じる前に起こったか、②論争において自発的に引き受けた役割が些細なものであったか、③論争における原告の行為が「問題の解決に影響を与えようとして公衆の注意を引いた」行為であるかという3つの観点から、自発性は認められないとの判断が下されている。すなわち、①記事での論争は、ケネディの暗殺とそれに関する当該書籍で提示された理論に関連していたところ、登壇していたケネディの近くに原告が立っていたことは、暗殺前、当該書籍の出版前であることから、当該論争のいずれかと自発的に関連したものではない。②ケネディの近くに立っていた原告は、ケネディと一緒に写真を撮られることは予見していたといえるが、そのみで当該論争において特別に目立つことを想定していたとまではいえない。③原告はケネディの写真に自身が含まれることで、よりニュース性のあるものになったり、当該論争の解決に影響を与えたりすることまで予想していなかったし、予想する理由もない。したがって、原告が上記のリスクを自発的に選択したとはいえないと判断されている³⁵⁾。

Ⅲ 自発性の判断基準の適用

1. 「公衆の注意」の判断

1) 論争への積極的な関与

以上のように、自発性に関する判断に関しては、原告の主観的意図だけではなく、論争の解決に影響を与えるかあるいは与えることが期待されていたか、より具体的には公衆の注意を集めたり、論争における著名な立場を引き受けたりしていたかも考慮して判断すべきことが示されている。もっとも、「公衆の注意」や「著名な立場の引受け」がどの程度の関与であるのかはいまだ不明瞭なところがある。そこで次に、公

的人物に関するほかの裁判例でこれらの要素がどのように判断されているのかみていきたい。

まず、「公衆の注意」について参考になるのが1994年の *Foretich v. Capital Cities/ABC* 事件の連邦控訴裁判決である。同事件では、離婚した夫婦が娘への児童虐待の有無を理由に夫の面会停止について争っていたところ、児童虐待の刑事告訴を受けていなかったにもかかわらず、夫婦を題材としたドラマにおいて夫とその両親からの児童虐待があったかのように放映されたため、名誉毀損責任の有無が問題になった³⁶⁾。マーナガン裁判官による法廷意見では、Fitzgerald 判決の基準に基づき、②原告が論争において特別に重要な役割を自発的に引き受けたか、③原告が論争の解決等に影響を与えようとしたかについての検討がなされており、本件のように重大な性的非行を犯したことで公に告発された人は単にそれらの告発に対して公の場で合理的に反論するだけでは限定的公的人物とはみなされないとの考えが示されている³⁷⁾。そのうえで、児童への性的虐待の告発に対する原告の返答が合理的であったかについては、①告発に対応しているか、②告発と釣り合っている内容であるか、③返答が過剰に公開つまり広範な聴衆に向けられていないかで判断されるとの基準のもと、いずれの要件も充たすため合理的な返答であるとの判断が下されている³⁸⁾。

Foretich 判決に則れば、「公衆の注意」も当該論争で単に参加して注目を集める程度では足りないともみべきであって論争へのある程度の積極的な関与が必要であるとみべきところ、1993年の *Naantaanbuu v. Abernathy* 事件の連邦地裁判決では「かなり高度に肯定的な行為」という言葉を用いてその程度がかなり高いことが明らかにされている³⁹⁾。同事件では、被告牧師が自伝の著書において、キング牧師が暗殺される直前の夜に原告女性と性的関係を持った旨を記述したため、名誉毀損責任の有無が問題になった⁴⁰⁾。連邦地裁のテニー裁判官による法廷意見では、Lerman 判決や Fitzgerald 判決の基準が適用された先例が確認されたうえで、公

的人物に関連する「自発性」には、原告側の「かなり高度な肯定的行為 (a fairly high degree of affirmative conduct)」が明らかに必要であるところ、もしキング牧師が暗殺された直後に原告が名乗り出たか、あるいは何らかの形で夜の出来事をマスコミや自身のコミュニティに広く知らせようとしていたならば、その夜の出来事に関する論争につき限定的公的人物であったということが出来るかもしれないが、原告はマスコミの取材を求めたり、声明を發表したりしなかった。また、原告が当該著書発売直後に自己弁護したことなど当該論争とまったく関係のない事柄につき報道機関の取材を受けたことは重要ではないし、原告が自身の家でキング牧師を夕食に招待したことで自分の意思でキング牧師と関係を持ったとの考えについても原告にとっては一晩キング牧師と過ごただけで世間の注目を浴びることになるとは想像できなかったとみるべきである。以上のように述べられたうえで、原告は私人であるとの判断が下されている⁴¹⁾。

2) マス・メディアとの関係

なお、「かなり高度に肯定的な行為」など論争への積極的な関与を判断するにあたっては、*Naantaanbuu* 判決のように、マス・メディアの利用から判断する裁判例が多い。1984年の *Marcone v. Penthouse International Magazine for Men* 事件の連邦控訴裁判決も同様である。同事件では、麻薬の頒布、所持に関する罪に関して告訴が取り下げられた弁護士につき、被告が出版した雑誌内の麻薬ビジネスへの弁護士の関与に関する記事において、有罪であったとの記述などがみられたために、名誉毀損責任の有無が問題になった⁴²⁾。アダムス裁判官による法廷意見では、公的人物の分析においては、原告の意図に加えて、原告の行動にも注目しなければならず、原告は違法薬物の取引の論争に関する麻薬組織と関わりあるギャングの刑事弁護を務め、そのことが地元メディアでも広く報道されている。また、記者会見などを通じて論争を

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

肯定的に提起するような、単に代理する以上のことをおこなうことで自分自身に注目を集めさせることはおこなっていないものの、かかる組織のメンバーとときどき旅行するなど私的にも接触している。それゆえ、原告が引き起こしたメディアの注目度もふまえて、限定的公的人物として扱うのに十分であるとの判断が下されている⁴³⁾。

ただし、論争への積極的な関与である以上、マス・メディアの利用があったとしても、単に利用があっただけでは足りず、当該論争への積極的な利用が必要であるとみるべきであり、1997年のLee v. City of Rochester事件の州最高裁判決でもその旨が述べられている。同事件では、銃乱射事件が起きたクラブの歴史に関し、前オーナーが飲酒運転により酒類販売の免許を失ったなどの虚偽の記事が新聞紙に掲載されたため、名誉毀損責任の有無が問題になった⁴⁴⁾。フィッシャー裁判官による法廷意見では、前述のLerman判決で示された基準と同様の基準が採用されることが確認されたうえで、原告は約10年前に自分のバーやダンスクラブを宣伝していたが、免許停止の議論について他人に影響を与えようとはしておらず、「脚光を浴びる」ような、あるいは「特別な知名度」を得るような方法で、自発的に当該テーマに関与したという証拠はまったくなく、地元のラジオ局で不特定量の広告を購入したこと以外に自己宣伝のためにマスコミを利用したことも示されていないとの判断が下されている⁴⁵⁾。

Lee判決は日頃から宣伝活動に従事していた飲食店等のオーナーに関する言及であるが、一般私人がインタビュー等を受けた場合であっても、裁判例では同様の態度がみられる。1999年のWells v. Liddy事件では、ウォーターゲート事件で逮捕された大統領再選委員会の財政顧問がラジオ・トークショー等を通じて、同事件を起こした目的は民主党全国委員会(DNC)で当時秘書として勤めていた原告の机からニクソン大統領の法律顧問に関する不名誉な写真を探し出すことで、原告は同組織を訪れた者に対し

て売春婦を調達していたと発言したことから、名誉毀損の有無が問題になった。なお、原告はその後州立大学の博士課程に入り、大学教授のキャリアに進むことを計画していた⁴⁶⁾。連邦控訴裁のウィリアムズ裁判官による法廷意見では、Fitzgerald判決の基準のもと、ウォーターゲート事件の調査における原告の関与は非自発的であったとの評価がなされている。つまり、原告とFBIとの話し合い、大陪審の召喚状に対する回答、上院委員会への出頭は法律によって強制されたものであるし、原告が仮にDNCで雇用されている間に犯罪行為に関与していたとしても、公的論争の中で特別に目立つ役割を担うことは一致しない。また、DNCでの売春活動が暴露され、原告がかかる違法活動に何らかの関係を持っていたかもしれないと示唆されたことは原告が暴露した人物と自発的な交流の結果生じたとの証拠もなく、ウォーターゲート事件に関する論争で目立つ役割を自発的に求めたと結論づけることはできない。さらに、新聞社とのインタビューなど複数のメディアとの接触についても、原告が論争の核心に影響を与えようとしたかどうかの問題になるところ、原告が報道陣の繰り返しの要求に応じて歴史的な事実につき個人的な観察を述べただけで、原告の発言が当該論争の是非に影響を与えているとは解釈できないとして、原告は限定的公的人物には該当しないと判断が下されている⁴⁷⁾。一方で、2001年のAtlanta Journal-Constitution v. Jewel事件の州控訴裁判決では、インタビュー等を受けた一般私人の自発性が肯定されているが、積極的な利用をもって判断されているのは同様である。同事件では、アトランタにあるオリンピック公園での1996年の爆破事件について、爆弾を発見し、付近にいた人々を避難させた警備員が、その後にFBIの捜査を受けた際に、容疑者であるとメディアで報じられたため、名誉毀損の有無などが問題になった。なお、原告自身は捜査の結果、事件への関与が否定されるに至った⁴⁸⁾。ジョンソン裁判長による法廷意見では、Waldbaum判決で示された基準

のもと、オリンピック公園の安全性の問題への参加の性質と程度を検討する場合、裁判所は原告の過去の行動、報道の程度、彼の行動や発言に対する世間の反応に注目することができる。原告のインタビューへの参加や論争についての情報は事件の目撃者の役割に限定されたものではなかったし、原告は爆破から公園の再開までの3日間に10回のインタビューと1回の写真撮影をおこなっており市民を公人にするのに十分と考えられてきた程度を超えていた。原告は自身のコメントが放送され、何百万人ものアメリカ市民に公開されることを知っていた可能性が高く、法執行の準備の妥当性、爆破事件への対応の適切性、公園に戻ってきた人々の安全性に関する原告のコメントは、論争の解決に影響を与えることが現実的に予想される。また、原告が公の論争に自発的に参加したかどうかは、原告の主観的な動機だけでは判断できず、議論の結果を決定するうえで原告が重要な役割を果たすと合理的な人が結論づけたかどうかを問わなければならないところ、客観的にみれば、爆破事件後の数日間に多数のメディアに出演したことで、原告は公園の警備に対する一般の人々の認識を改善しようとしたことが明らかである。インタビューしたメディアは原告にインタビューに応じる義務はないと伝えたにもかかわらず、自発的にメディアに出演したことから、自発的公的人物であるとの判断を支持するのに十分であるとの考えが述べられている⁴⁹⁾。

2. 「著名な地位の引受け」の判断

1) リスクの想定

次に、「著名な地位の引受け」がより具体的にどのように判断されるのかについて、まず参考になるのが1988年のLong v. Cooper事件の連邦控訴裁判判決である。同事件では、衛星テレビ機器を全国の販売店に割引きで卸売りにしていた企業についての中傷的な記事が業界誌の論説コラムに掲載されたため、名誉毀損の有無が問題になった⁵⁰⁾。全裁判官一致の法廷意見では、

Waldbaum判決の基準のもと、「原告が公的論争にどの程度関与しているか」につき、当該企業がアメリカの衛星テレビ機器の主要な割引販売業者の1つであったことなどに異論はないものの、広告等を通じて、衛星テレビ機器の専門小売業者と割引卸売業者の相対的な優劣をめぐる論争についてコメントしたという証拠はないし、特定の専門販売店と自社の価格を直接具体的に比較したという証拠もない。また、当該企業の広告の形式や趣向は、通常の広告慣行の範囲内に収まっており、疑惑のある論争の結果に影響を与えようとするのもいっさいおこなっていない。当該企業が成功し、その分野のリーダーであるという単なる事実だけで限定的な公的人物として扱うには不十分であるとの判断が下されている⁵¹⁾。

Long判決では、「著名な地位の引受け」が著名な地位にあるだけでは足りない旨が述べられており、ではどのような要素が必要になるかが問題になるところ、1つ参考となるのが、前述のGertz判決やWaldbaum判決などでも触れられている、「リスクの想定」という概念である。かかる概念は1985年のMcDowell v. Paiewonsky事件の連邦控訴裁判判決でも同様に言及されている。同事件では、数々の公共物の建築に長年携わってきた原告に対し、バージン諸島議会上院議員がラジオ放送で設計したある学校が洪水問題に悩まされていること、高速道路建設のプロジェクトで設計上の不備を理由に連邦政府からの資金提供が却下されたことなどを述べたことから、名誉毀損責任の有無が問題になった⁵²⁾。アダムス裁判官の法廷意見では、まず私人と公人との違いは①自助努力の合理性(the rationale of self-help)つまり公人は「効果的なコミュニケーション手段へのアクセスが多く、それゆえに、…虚偽の記述を打ち消すためのより現実的な機会を持っている」こと、および②「リスクの想定(assumption of risk)」つまり公務員や公的人物は、ある意味で自発的に自分自身を世間からの監視の目にさらされる立場に置いているため、自分自身についての

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

傷的な発言がなされてしまうリスクを負っていること、そしてより重要なのは②であるとの見解が示されている⁵³⁾。そのうえで、本件については、当該政府プロジェクトに関する論争において比較的無名の建築家であるとの原告の主張に対し、当該政府プロジェクトは中傷的な放送がなされるかなり前の時期からメディアの注目のため、原告は悪評と精査の対象になっていることから見当違いである。また、原告は最初にメディアの注目を受けた公共施設のプロジェクト以外にも公共事業の入札を続けたり、公共事業を獲得しようとしたりしてきたことで論争に関与している。それゆえ、原告がそのような地位を望まなかったとしても、原告の行動が公的人物として扱うのに十分であるため、自発的に引き受けたと考えることができるとの判断が下されている⁵⁴⁾。また、「リスクの想定」という概念は2003年のLohrenz v. Donnelly事件の連邦控訴裁判決でも採用されている。同事件では、米国軍で初めての女性パイロットを4年前まで務めた原告に対し、被告が女性の戦闘任務に反対するプレスリリースを発表し、無能な戦闘パイロットであるなどの中傷的な文書を記載したため、名誉毀損の有無等が争われた⁵⁵⁾。ロジャース裁判官による法廷意見では、Waldbaum判決の基準のもと、本件が「意図的に結果に影響を与えようとしていたか、論争における原告の立場から論争の解決に影響を与えることが現実的に期待されていた可能性があったかのいずれか」を充たすかどうかについて、原告は女性の戦闘パイロットとしての適性を巡って世間で論争が起きていることを知っていたながら、戦闘機を好むことを表明して「戦闘航空を選択した」ことから、仮に彼女が戦闘任務に就くことに成功し、特別な名声を得た結果、論争の中心に自分自身がいることになるというリスクは想定していたと考えられる。したがって、原告が公的論争の中心にならないような戦闘任務を希望したかもしれないとの主張は法的に無関係であるとの判断が下されている⁵⁶⁾。

2) 自発的公的人物と非自発的公的人物の「リスクの想定」

なお、著名な地位の引受けあるいはリスクの想定という判断要素については、以上のように自発性の判断要素として位置づける裁判例もあれば、非自発的公的人物の判断要素として位置づける裁判例もあり、いずれに該当するのか不明瞭なところがある⁵⁷⁾。

後者の裁判例として、たとえば、1984年のDombey v. Phoenix Newspapers事件の州最高裁判決がある。同事件では、原告が郡の保険代理店に勤めている間に利益相反行為などさまざまな不適切な行為に関与して報酬を得ていたとの新聞記事が名誉毀損に該当するか争われた⁵⁸⁾。フェルドマン裁判官による法廷意見では、特定の公的論争の解決に影響を与えるために自ら関与したかどうかについて、原告は自分自身や自身の見解を挿入していないし、新聞記事が問題を取り上げ世間の注目を集めるまで論争はなく、むしろ注目を集めるよりも公共性を回避しようとしていたことから、認められないとの判断が示されている⁵⁹⁾。しかし、同判決では原告が公的人物の地位を想定したことを理由に公的人物であるとの判断が下されている。すなわち、原告は郡に雇用されて利益を得ていたわけではなかったものの、健康保険および生命保険プログラムのための公的財政からの実質的な支出、繰延補償プログラムのための公務員からの給与控除によって得られた民間資金の捻出を推奨しており、政府との継続的な関係にあった。したがって、最終的にはすべての主要な政府の努力に対する最終的な精査を受けることが期待されるため限定的公的人物になったとみるべきであり、スポットライトが最終的に向けられたことに文句を言うことはできないとされている⁶⁰⁾。つまり、同法廷意見は原告が自分自身の見解等を挿入していないことから限定的公的人物の中で自発的公的人物には該当しないが、公的人物の地位を想定していたことから限定的公的人物の中で非自発的公的人物には該当する

との判断を下している。

また、前述の Wells 判決でもリスクの想定が非自発的公的人物の判断要素として用いられている。同判決では、原告が非自発的な公的人物であるといえるためには、第一に、原告が重要な公的論争 (a significant public controversy) の中心人物になったことおよび中傷的な発言が公的論争に関する言説の過程で生じたことが証明されなければならない。そして、原告が論争の中心人物であることが証明されるためには、原告が論争に関するメディアの報道の常連であったという証拠がなければならず、重要な公的論争とは、たとえば、地域社会の価値観、歴史的出来事、政府や政治活動、芸術、教育、公共の安全などに関連する重大な問題に触れているものである。そして、第二に、関連する論争について自分の見解を公表しようとする必要はないが、公表のリスクは引き受けなければならず、合理的な人ならば公表される可能性が高いことを理解するであろう状況下で、原告が何らかの行動をとったあるいは行動が必要なときに行動しなかったことが証明されなければならない。ただし、自発的公的人物とは異なり、その問題についての議論の結果に影響を与えるために、論争の中で自発的に主要な役割を求めた行動を具体的に取る必要はないとの判断が示されている⁶¹⁾。

それゆえ、両者の「リスクの想定」の違いをどのように捉えるべきかが問題になるところ、この点に関してはスーザン・ジレスの見解が参考になる。ジレスは、伝統的な不法行為法上の「リスクの想定」概念に基づき、論争への直接的な介入によって批判を受けるリスクの想定と地位に就くことで公衆から批判を受けるリスクの想定を分けたうえで、自発的公的人物の自発性は前者、非自発的公的人物は後者に該当するとの考えを示している。すなわち、ジレスは、リスクの想定について、原告が公人であるかを識別するためのテストとして使用されるわけではなく現実的悪意の法理を適用するための規範的な正当化として使用され原告の主観的な精神状態

に注目しない一次的な想定概念と、公人であるか識別するために自発的かつ意図的な行動の証拠として要求され原告の主観的な精神状態に注目する二次的な想定概念が存在し、公職者・全面的公的人物・非自発的公的人物では前者、自発的公的人物では後者の想定概念が適用されると主張している⁶²⁾。ジレスの見解に依拠するならば、自発性における「リスクの想定」は当該論争において原告が批判を受ける地位やリスク状況のもとにいることを実際に意識していたかあるいは合理的にみて意識していたことが予想されるかという主観的な事情、非自発的公的人物における「リスクの想定」は原告が当該論争において批判を受ける地位やリスク状況のもとにいたかという客観的な状況を基点として判断されるべきことになる⁶³⁾。ただし、原告の主観的状況を被告や裁判所が直接把握することは困難であることから、結局のところは原告が当該論争に関連していかなる行為に従事していたかでもっぱら判断されることになる予想されるため、自発的公的人物における、「論争への積極的な関与」と「リスクの想定」の違いは当該論争への関与が直接的か間接的かの違いになるように思われる⁶⁴⁾。

IV インターネット利用者の自発性

1. 裁判例の動向

公的人物に関する従来裁判例では、自発性の有無に関し、原告の主観的意図だけではなく、合理的な人が自発性を認めうるような原告の当該公的論争への関与が必要であるところ、単なる参加では足りず、①論争の解決に影響を与える目的で、世間の注目を浴びるような積極的な行為で当該論争に直接的に関与していたか、あるいは、②論争への直接的な関与がなくても、当該論争において世間からの監視や批判を招く地位やリスクのもとにいることを意識していたと認められるような振る舞いがあれば、自発性が認定されうるとの判断方法が示されている⁶⁵⁾。

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

かかる判断方法のもとでは、インターネット利用者が限定的公的人物に該当するかの判断における自発性の認定に関して、①との関連でどの程度のインターネットを通じた論争への直接的な関与が積極的な行為に該当するのか、②との関連でインターネット利用の中でいかなる場合に世間からの監視や批判を招く地位やリスクのもとにいることを意識していたと認められるかが問題になると思われる。よって、本稿では、これらの問題意識を持ちつつ、まずはインターネット利用者が限定的公的人物に該当するかが問題になった裁判例をみていきたい。

2005年の *Ampex Corp. v. Cargle* 事件では、原告企業の子会社の従業員であった被告が匿名で Yahoo! が運営するインターネット上の原告企業のメッセージボードに当該子会社のウェブサイトのコンテンツが陳腐でつまらないこと、その制作スタッフや機材も安上がりであったこと、原告企業の社長が無能で残酷な性格であることなどのメッセージを投稿したことから、名誉毀損の有無が問題になった⁶⁶⁾。州控訴裁判のリアドン裁判官による法廷意見では、原告の公的論争への関与について、プレスリリースやウェブサイトに掲載された文書によって論争に参加しており、たとえば原告企業のウェブサイトに掲載されている社長の年次報告書においても原告企業の成功のための子会社の重要性が強調されているとの見解が示され、ウェブサイトでの行為であっても公的論争への関与が肯定される判断が下されている⁶⁷⁾。2007年の *Eagle Broadband, Inc. v. Mould* 事件の州控訴裁判判決でも同様の判断がなされているが、公的論争への関与に該当する範囲を *Cargle* 判決よりも若干限定する態度がみられる。同事件では、原告企業に関する Yahoo! ファイナンスの掲示板で原告企業に批判的なメッセージが投稿されたことから、名誉毀損の有無が問題になった⁶⁸⁾。マクアダムス裁判官による法廷意見では、原告企業はプレスリリースやウェブサイトを、自己宣伝の手段として、自社の経営、製品、提携、資金調達などの情報を提供しており、効果的に論争に

参加していたとの判断が下されている⁶⁹⁾。2005年の *Hibdon v. Grabowski* 事件の州控訴裁判判決も「宣伝」でインターネットを使用したことをもって自発性を認定している。同事件では、テレビ修理業やジェットスキーのカスタマイズ事業を営む原告がインターネット上のニュースグループ等でジェットスキーの宣伝をおこなったとともにジェットスキーの専門誌でも紹介されたところ、ライバル事業者であった被告が同ニュースグループや自身の運営サイトで原告のカスタマイズ技術などを批判したことから、名誉毀損責任の有無が問題になった⁷⁰⁾。クロウフォード裁判官による法廷意見では、原告がニュースグループで自身のジェットスキーの改造とその速度を宣伝することで、自発的に世間の論争に参加したことは疑いの余地がないとの判断が下されている⁷¹⁾。2003年の *Franklin Prescriptions, Inc. v. New York Times Co.* 事件の連邦地裁判決では公的論争への関与に該当する範囲をさらに限定する態度がみられる。同事件では、不妊治療薬を販売していた小規模の薬局がインターネット上でウェブサイトを開設していたところ、被告新聞社がオンラインでの処方薬販売を批判する記事の中で原告薬局のウェブサイトの写真を掲載したことから、名誉毀損の有無が問題になった。なお、原告薬局ではウェブサイト上で医薬品の情報は表示されていたものの、利用者は処方薬をオンラインで注文したり購入したりすることはできず、その場合には医師の処方箋があり、かつ郵便、電話、またはファックスでおこなわなければならない⁷²⁾。ルフェ裁判官による法廷意見では、インターネット上で広告を出すことで、公的論争の中に自分自身を置いているとの被告の主張に対し、情報提供のみを目的としてインターネットを使用し、インターネット上で販売したり注文を受けたりしない薬局は、オンライン薬局が高価な医薬品の入手を容易にしているとの論争に貢献する「オンライン」薬局ではない。また、原告は電話帳の広告に似た情報をウェブサイトに掲載しただけであって、新聞、ラジオ、

販売場所に建てられた大型看板、ビラ配布を通じた大規模な宣伝活動を実施していた場合と異なり、利用者は当該論争には何の役割も果たしていない中立的な当事者にすぎないとの判断が下されている⁷³⁾。なお、同判決については、インターネット上の広告が新聞等の従来のメディアと同程度に大規模ならば公的論争への関与が認められるとも読み取れ、そうだとすればインターネット上での活動は従来のメディアを用いた活動よりも積極的な関与が認められにくいとも解することができよう。

これらの判決ではインターネットを宣伝活動の手段として利用したことに自発性が認められるかが問題となったが、宣伝活動以外のケースとして、2005年の *Bieter v. Fetzer* 事件での州控訴裁判決では反論のためにチャットルームを開設、利用したことをもって公的論争への関与が認定されている。同事件では、ある上院議員を乗せたビーチクラフトの墜落事故に関して、大学教授の被告が共和党の政府高官による暗殺であったとの新聞記事を執筆したため、元検察官で共和党員である原告がかかる内容に反論するためのチャットグループをインターネット上で立ち上げ被告ともメッセージ交換したところ、被告が原告についてセクハラを告発を受けたなど中傷したことから、記事や中傷に関する名誉毀損責任の有無が争われた⁷⁴⁾。シューメーカー裁判官による法廷意見では、原告は被告の主張に対する議論と反論を呼びかけるチャットルームを開設し、そのチャットルームで完全に参加して、元検察官であり証拠に精通した者であることを反証の権威として提示していることから、自発的に公的論争の中心的かつ顕著な役割に身を投じたことは明らかであるとの判断が下されている⁷⁵⁾。もっとも、宣伝活動以外の場合でも、積極的な利用がなければ自発性が認められないのは同様であることは、2009年の *La Marca v. Capella Univ.* 事件の連邦地裁判決で示唆されている。同事件では、障がい者であった原告学生が被告大学によって提供されたソフトウェアプラットフォームの利用につき困難

であったためにサポートを求めたところ敵対的で法的にも不十分な対応であったため、自身のウェブサイトなどやオンラインユーザーフォーラムでその対応を批判したとともに、アメリカ人障がい者法 (the Americans with Disabilities Act) 違反で提訴したところ、被告大学が名誉毀損等を理由に反訴したことから、原告学生の名誉毀損責任の有無等が問題になった⁷⁶⁾。ゴールドマン裁判官による法廷意見では、被告大学がオンライン学習における障がい者差別等に関する公的論争に関与したかについて、被告大学がサポートした視覚障がい者をプレスリリースで紹介したこと、当該訴訟についてウェブサイトで一度コメントしたこと、被告大学の「狂信者と代理人」がいくつかのオンラインフォーラムで公然と異議を唱えたことのような非常に限られた行動では立証に不十分であるとの考えが示されている⁷⁷⁾。

2. 裁判例の評価

以上のように、インターネット利用をもって限定的公的人物の自発性の要件を充たすのかという問題について、裁判例では、当該公的論争にも関わる大規模な宣伝活動を目的としてインターネットを利用した場合、あるいは当該論争に関するオンラインフォーラムを開設してそこで発言した場合に自発性が肯定されており、一方で、単に自身の活動等を紹介するウェブサイトを開設しているのみで当該論争に関する言及がなかった場合、あるいは言及があったとしてもその回数が少ない場合や自身ではなく代理人等によるものであった場合には自発性が否定されている。

自発性に関する従来の判断方法では、原告が当該公的論争において公衆の注目を集めるような積極的な行為をおこなったのか否かが判断要素の1つになっているところ、インターネット利用に関する裁判例がインターネットを利用しているのみでは自発性を認めないと判断していることは従来の判断方法に則して判断を下しているといえる。また、自発性の判断については、

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

当該論争に関する批判などを受けるリスクを想定していると認識しているのか否かも判断要素として従来示されているところ、前述のとおり同要素については当該論争に間接的にどの程度関与していたかで判断されることになる。この点につき、上述の裁判例では「リスクの想定」につき言及がなされていないものの、ウェブサイト上で関連情報を公開したことにつき、自己宣伝のためにウェブサイト上で関連情報を公開していた場合に原告が公的人物として認定されていることに鑑みれば、単にウェブサイト上で情報を公開している者については「リスクの想定」は認められず、したがって「論争への積極的な関与」と同様、従来の判断方法に則した判断が下されていると評価することができよう。

そして、当該論争への直接的あるいは間接的な関与の判断において、インターネット利用につき、単に利用しただけではなく当該論争に対してより積極的な行動を求めて自発性の該当範囲を狭めるといった判断方法を用いることは適切であると思われる。インターネットと新聞等の従来のマス・メディアを比較すれば、前者のほうが圧倒的に利用しやすい表現媒体であり、それゆえにインターネットの単なる利用をもって自発性を認定してしまえばネット利用者が公人となって原告が被告の現実的悪意を立証しなければならぬケースが増大し、表現の自由と人格権とのバランスが前者側に傾きすぎる結果になる。そのような結果はインターネットを通じて公的論争の材料となる情報や意見を発信しようとする者を減少させることになり、ひいてはインターネット上での思想の自由市場が構築されなくなってしまう。また、インターネット利用者の多くは自身の意見を表明していたとしても、政治家等と同じ影響力を持っていると意識しているわけではなく、「社会の問題の解決に影響を与えるために…社会の問題の中で目立つ役割を引き受けた」とはいえないことから、現実的にも妥当である⁷⁸⁾。

もっとも、「論争への積極的な関与」あるいは「リスクの想定」という判断要素については

いまだその該当範囲が不明瞭であることは否定できず、インターネット上のいかなる行為までがこれらに該当するのかについてさらに詳細な判断方法を示す必要があるといえる。特に、アントニー・シオリも指摘しているが、自発性を認定するにつき、利用されたウェブサイトほどの程度の人気や影響力が必要であるか明らかにされておらず、1日にほんの一握りのアクセス数しかないウェブサイトの所有者も限定的公的人物に該当しうるのが不明である⁷⁹⁾。この点につき、インターネット利用に関する判決の中にはマス・メディアの利用と同程度の規模の行為が求められることが示唆されているが、そもそもマス・メディアの利用についても従来の判決では単なるマス・メディアの利用ではなく論争の核心に影響を与えるような行為であることが求められることから、より明確で限定的な指標を示す必要があるといえよう。また、従来のマス・メディアと同程度の行為が必要であることは、インターネット利用者には個人利用者も多く含まれており現実的には同程度の発信力を持っているケースは少ないと思われることから、名誉毀損訴訟において被告側に過度な負担を課すことになってしまうといえ、インターネット利用者の肯定的行為の程度に関しては従来のマス・メディアよりは若干割引く必要があるのではないかとも思われる。

さらに、従来のマス・メディアとインターネットの性質上の違いなども考慮に入れる必要があるといえる。トーマス・カドリとケイト・クロニックは、インターネット利用者について、たとえ本人がインターネット上に投稿した内容など基礎となる事実に公共性がなくそれゆえに自発的な関与が認められなかったとしても、その投稿を取り巻く公衆の騒ぎやソーシャルメディアによって報道価値が創り出されてしまう、自分の行動の結果を把握する成熟度に欠ける子どもがインターネットを通じて公衆の注目を浴びてしまう可能性があるなど従来のメディアよりも複雑な問題が生じうると述べている⁸⁰⁾。また、ソーシャルメディアの利用者で

ある場合、利用者は必然的にそれらのコミュニティに参加しておりコミュニティ内である程度注目されていることから、ソーシャルメディア上のほぼすべての活動につき自発性が認められてしまうおそれもある⁸¹⁾。したがって、「論争への積極的な関与」あるいは「リスクの想定」の判断についてはより詳細な判断要素、たとえば、当該論争に関するコメントの回数、フォーラムやコミュニティ等の利用者数などについて明示する必要があるといえよう。

V むすびにかえて

本稿では、インターネット利用者が「公人」に該当するのかを検討する一環として、アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟で採用されている、現実的悪意の法理のうち、限定的公的人物への適用に関する判断要素である自発性の要件の解明、および同要件のインターネット利用者への適用の可能性と妥当性について、同国の裁判例を通じて検討した。

同国の裁判例では、原告が特定の公的論争に自発的に関与した場合、その社会的影響度等によっては限定的公的人物に該当することになり、その結果として原告は被告が当該名誉毀損的表現を発信したことにつき現実的悪意をもっておこなったことを立証しなければならない。原告が特定の公的論争に自発的に関与したか否かに関しては、原告の主観的意図だけではなく、合理的な人が自発性を認めうるような原告の当該公的論争への関与が必要であるところ、単なる参加では足りず、①論争の解決に影響を与える目的で、世間の注目を浴びるような積極的な行為で当該論争に直接的に関与していたか、あるいは、②論争への直接的な関与がなくても、当該論争において世間からの監視や批判を招く地位やリスクのもとにいることを意識していたと認められるような振る舞いがあれば、自発性が認定されうるとの判断方法が裁判例で示されている。そして、インターネット利用者における自発性の認定に関しては、①との関連

でどの程度のインターネットを通じた論争への直接的な関与が積極的な行為に該当するのか、②との関連でインターネット利用の中でいかなる場合に世間からの監視や批判を招く地位やリスクのもとにいることを意識していたと認められるかが問題になるところ、裁判例はインターネットを利用しているのみで自発性を認めるのではなく、大規模な宣伝活動を目的として利用するなどの積極的な利用をもって自発性を認めている。インターネットの単なる利用をもって自発性を認定してしまえばネット利用者が公人となって原告が被告の現実的悪意を立証しなければならぬケースが増大し、表現の自由と人格権とのバランスが前者側に傾きすぎる結果になることを考えれば、かかる対応は適切といえる。

なお、「私人が公共の利害に関する行動を行い、或いは公益に関する立場に付いた場合」に「公人」として扱われる日本の名誉毀損訴訟と比較すれば、自発性の議論は前者の場合とほぼ同様であると考えられるところ、表現の自由と人格権のバランスの観点からは、「論争への積極的な関与」や「リスクの想定」といったハードルを課している米国のアプローチはわが国の名誉毀損訴訟におけるインターネット利用と「公人」の問題に対しても有効であると思われる。つまり、インターネット利用者が「公共の利害」に関する表現を発信したり、インターネットを通じて世間から注目される存在になったりすることで、意図せず「公人性」を備えることになったとしても、当該論争に対する積極的な関与という条件を設けることで、「公人」として認定される範囲は制限され、名誉毀損責任を追及できる可能性が高まることになる。したがって「公共の利害に関する行動」についてもより詳細で制限的な判断方法を明示する必要があるといえる。もっとも、わが国での名誉毀損責任の判断に関しては、原告の地位よりも当該名誉毀損的表現の内容のほうが核となっており、また、原告への立証責任の転換までは認められていないため、アメリカ合衆国での判断よりも人格権へ

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

の配慮がなされていることから、「公人」の認定については同国ほど慎重に判断する必要性が高いとはいえないかもしれない。

なお、限定的公的人物における自発性の要件は判断要素の1つにすぎないことには注意しなければならない。前述のとおり、原告が限定的公的人物に該当するか否かは自発性のほかにも公的論争の存在や原告が効果的なコミュニケーション・チャンネルを有していたかなどの要件も充たさなければならず、ゆえにインターネット利用者が限定的公的人物に該当しうるかに関してはこれらの要件とインターネットの関係についても明らかにしなければならない。これらの問題はわが国の名誉毀損訴訟における「公人」の問題とも深く関わってくるので、別の機会に検討していきたい。

注

- 1) 最一小判昭和41年6月23日民集20巻6号1118ページ、最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975ページ。
- 2) 最判昭56年4月16日刑集第35巻3号84ページ。
- 3) 板倉陽一郎「インターネット上における『意図せぬ公人化』を巡る問題」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 Vol. 2006 No. 34 12ページ。
- 4) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964); *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974). なお、限定的公的人物については、公的論争に自発的に参加した者は「自発的公的人物 (voluntary public figure)」, 引き込まれた者は「非自発的公的人物 (involuntary public figure)」に該当することも同判決で示唆されているが、ほかの最高裁判決で非自発的公的人物に言及したものはほとんど見当たらず、また下級審判決でも非自発的公的人物に言及しているものとしていないものが存在しており、その位置づけについては不明瞭である。
- 5) Jeff Kosseff, *PRIVATE OR PUBLIC? ELIMINATING THE GERTZ DEFAMATION TEST*, 2011 U. Ill. J.L. Tech. & Pol'y 249, 270-272 (2011).
- 6) 418 U.S. at 325-327.
- 7) *Id.* at 344-345.

なお、法廷意見は、理論上は何の意図もなく公的人物になることは可能かもしれないが、真に非

自発的な公的人物はきわめて稀であり、そのような人物は、多くの場合、社会の中で特別に目立つ役割を担っているか、あるいは説得力と影響力のある地位に就いてあらゆる意味で公的人物とみなされているかであり、より一般的には、公的人物に分類される者はその問題の解決に影響を与えるために特定の公的論争の最前線に身を投じて注目とコメントを受けていると述べており、非自発的公的人物に該当する範囲を狭めようとする姿勢がうかがえる。*Id.* at 345.

- 8) *Id.* at 351-352.
 - 9) *Time, Inc. v. Firestone*, 424 U.S. 448, 450-452 (1976).
 - 10) *Id.* at 453-455.
 - 11) *Id.* at 454, n. 3.
 - 12) *Id.* at 486-487.
 - 13) *Id.* at 489.
 - 14) *Hutchinson v. Proxmire*, 443 U.S. 111, 114-117 (1979).
 - 15) *Id.* at 135-136.
 - 16) *Wolston v. Reader's Digest Ass'n* 443 U.S. 157, 159-163 (1979).
 - 17) *Id.* at 165-166.
 - 18) *Id.* at 166-168.
- なお、ブラックマン裁判官による同意意見では、本件原告が公的人物に該当するか否かにつき、時間の経過の観点から否定されている。たとえば、時間の経過は、公人とされる人物が想定していた「公的な詮索の危険 (risk of public scrutiny)」を減少させる可能性があり、原告は裁判所の召喚に応じなかったことでマスコミから批判を受けることを想定していたかもしれないが、その後の16年間で私生活に戻ることに大部分成功しているため、かかる危険の引き受けは否定されることになるという。*Id.* at 170-171 (Blackmun, J., concurring).
- 19) *Waldbaum v. Fairchild Publications, Inc.*, 627 F.2d 1287, 1290-1291 (D.C. Cir. 1980).
 - 20) *Id.* at 1292.
 - 21) *Id.* at 1297-1298.
 - 22) *Id.* at 1298-1300.
 - 23) *Fitzgerald v. Penthouse Intern., Ltd.*, 525 F. Supp. 585, 587 (D. Md. 1981).
 - 24) *Id.* at 592.
 - 25) *Id.* at 593-594.
 - 26) *Id.* at 594.

なお、エリク・ウォーカーは、公的関心事のテストを排除し、客観的かつ明確で、非公開を望む人々の評判を適切に保護するための判断基準を構築するためには、公的論争やメディアへのアクセスといった不明瞭な判断要素は除外し、公的

論争における原告の役割のみに注目すべきであり、①原告が注目やコメントを招く可能性のある行動を自発的におこなったかどうか、②原告がそのような行為に従事している者の中で著名であるかどうか、③中傷的な記述がそのような行為のプロセスに関連しているかどうかで限定的公的人物を判断すべきとして、同判決から公的論争とメディアへのアクセスを除外した判断基準を提唱している。Erik Walker, *Defamation Law: Public Figures — Who Are They?*, 745 *Baylor L. Rev.* 955, 977-978 (1993).

- 27) 牧本公明も、原告の「自発性」認定について、「特に原告の『自発性』という主観的概念をいかなる客観的事実を元に判断するかという点が問題になる」との見解を示しており、同様の認識を持っている。牧本公明『「現実的悪意」の法理の適用範囲の考察—公人テストにおける『自発性』判断の検討を中心に—』青山社会科学紀要第36巻2号67ページ。一方で、吉野は「自発性が果たして主観的要件なのか」などの問題はなお検討の余地があると評価している。吉野夏己「アメリカ合衆国の民事名誉毀損訴訟における非自発的公的人物の概念と表現の自由」岡山大学法学会編『法学と政治学の新たな展開—岡山大学創立60周年記念論文集』（有斐閣、2010年）34ページ。吉野の指摘は、裁判例が主観的動機のみでは足りないと述べているだけで、主観的動機を自発性の判断要素から排除しているわけではないことをふまえたものと思われる。
- 28) *Lerman v. Flynt Distributing Co.*, 745 F.2d 123, 127-128 (2d Cir. 1984).
- 29) *Id.* at 136-137.
- 30) *Id.* at 137-138.
- 31) *Schiavone Constr. Co. v. Time, Inc.*, 619 F. Supp. 684, 686-692 (D. N. J. 1985).
- 32) See *Marcone v. Penthouse International Magazine for Men*, 754 F.2d 1072 (3d Cir. 1984); *McDowell v. Paiewonsky*, 769 F. 2d 942 (3d Cir. 1985).
- もっとも、法廷意見では、上述 *Marcone* 判決における「悪名高い行為によって公人としての地位を得た人は、非自発的な公人とみなされる可能性がある」との脚注も引用されており、後者の場合が自発的公的人物の指摘であるのか不明瞭なところがある。*Id.* at 704.
- 33) *Id.* at 704-705.
- 34) *Khawar v. Globe International, Inc.*, 19 Cal. 4th 254, 259-262 (1998).
- 35) *Id.* at 266-267.
- 36) *Foretich v. Capital Cities/ABC*, 37 F. 3d 1541, 1543-1550 (4th Cir. 1994).
- 37) *Id.* at 1555-1556, 1557-1559.
- 38) *Id.* at 1559-1564.
- 39) なお、ナット・スターンは限定的公的人物の判断においては2つのモデル、つまり形式モデル (formal model) と衡平モデル (equitable model) が裁判所に存在し、自発性の要件もどちらのモデルかによって差異が生じているという。すなわち、形式モデルでは公的論争での原告の関与につき、原告が公の場での発言を通じて、関連する問題の議論に影響を与えようとしていなければ、論争の片方の側の活動であっても十分ではなく、また、公的論争への関与の動機についても、「世間の好奇心を満たしたり、自分の汚名を晴らしたりする試み」が除外されている。一方で、衡平モデルでは、原告が世論を明確な立場に誘導しようとしたことを示したかよりもアイデアや情報の普及を促進することへの関心が大きく、また、公的論争への関与として除外される純粋に防御的な発言につき厳格に判断されている。*Nat Stern, UNRESOLVED ANTITHESES OF THE LIMITED PUBLIC FIGURE DOCTRINE*, 33 *Hous. L. Rev.* 1027, 1059-1065 (1996). 衡平モデルのような自発性を広く認定する判断がなされるのは、「程度の差こそあれ、自己を他者にさらすことは文明社会での生活に付随するものである」との考えが根底にある。See *Brewer v. Memphis Pub. Co.*, 626 F. 2d 1238, 1251 (5th Cir. 1980).
- 40) *Naantaanbuu v. Abernathy*, 816 F. Supp. 218, 221-222 (S. D. N. Y. 1993).
- 41) *Id.* at 224-226.
- 42) 754 F. 2d at 1075-1077 (3d Cir. 1984).
- 43) *Id.* at 1085-1086.
- 44) *Lee v. City of Rochester*, 174 Misc. 2d 763, 765-767 (N.Y. 1993).
- 45) *Id.* at 771.
- 46) *Wells v. Liddy*, 186 F. 3d 505, 512-518 (4th Cir. 1999).
- 47) *Id.* at 536-537.
- 48) *Atlanta Journal-Constitution v. Jewel*, 251 Ga. App. 808, 808 (2001).
- 49) *Id.* at 817-819.
- なお、牧本は、限定的公的人物の自発性の認定とマス・メディア利用との関係について、「頻繁性」と「継続性」が判断指標になっていると分析したうえで、これらの指標はむしろ「全面的公的人物」の判断要素として位置づけるべきであり、限定的公的人物の判断指標としてしまえば両者の明確な区別は不可能になると主張している。牧本・前掲注27) 70ページ。
- 50) 848 F. 2d at 1203-1204.
- 51) *Id.* at 1204-1206.

Oct. 2021 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における限定的公的人物の「自発性」要件とインターネットの利用

- 52) 769 F. 2d at 944-945.
 53) *Id.* at 947-948.
 54) *Id.* at 949-951.
 55) *Lohrenz v. Donnelly*, 350 F. 3d 1272, 1274-1278 (D.C. Cir. 2003).
 56) *Id.* at 1280.
 57) それゆえ、当該論争への自発的関与がなくてもリスク等を想定していることを理由に自発的関与を認める判断方法に対しては、「自発性」の要件が実質的に「非自発的」になっているとの批判がなされている。Joseph H. King, Jr., *Deus ex Machina and the Unfulfilled Promise of New York Times v. Sullivan: Applying the Times for All Seasons*, 95 Ky. L. J. 649, 698 (2006-2007).
 そもそも自発的公的人物につき公的論争の解決に影響を与えようとするために論争に身を投じた個人に限定されていない裁判例が存在する理由として、ジェフエリー・ウスマンは判断基準が不明瞭な非自発的公的人物のカテゴリーに原告を当てはめるのを避けていることにであると分析する。Jeffrey Omar Usman, *Finding the Lost Involuntary Public Figure*, 2014 Utah L. Rev. 951, 996 (2014). そうだとすれば、実際のところ裁判例におけるこのようなバラツキは、非自発的公的人物のカテゴリーを認めるのか、認めずに自発的公的人物のカテゴリーに含めてしまうのかの違いにすぎないということになる。もっとも、後者の判断方法のもとでは、上述のキングの指摘のように「自発性」の要件が事実上機能せず、無視されることになってしまい、結果として、ジェラルド・アッシュダウンも指摘しているように、マスコミや世間の注目を受けやすいインターネット利用者がさまざまな場面で自発的公的人物として広く扱われる危険性が生じてしまう。Gerald G. Ashdown, *Journalism Police*, 89 Marq. L. Rev. 739, 757 (2006). そのため、本稿は非自発的公的人物のカテゴリーを認め、そのうえで自発的公的人物における「リスクの想定」と非自発的公的人物における「リスクの想定」を別の概念として捉えることができるのかを検討している。
- 58) *Dombey v. Phoenix Newspapers*, 150 Ariz. 476, 477-479 (1984).
 59) *Id.* at 483.
 60) *Id.* at 483-485.
 61) 186 F. 3d at 539-540.
 62) Susan M. Gilles, *FROM BASEBALL PARKS TO THE PUBLIC ARENA: ASSUMPTION OF THE RISK IN TORT LAW AND CONSTITUTIONAL LIBEL LAW*, 75 Temp. L. Rev. 231, 248-266 (2002).
 63) なお、スターンは、形式モデルと衡平モデルの間には、リスクの想定という問題に関しても、主観性を重視するか客観性を重視するかといった形で違いが生じていると指摘する。すなわち、形式モデルでは公的論争の解決のために私生活の静穏を故意に放棄した証拠があるかで判断され別の意図が見出される可能性が高く、衡平モデルでは原告の具体的な証拠がなくても合理的な人が「注目とコメントを招くこと」につき予見可能かで判断されているという。Stern, *supra* note 39, at 1066-1074.
- 64) なお、公的人物におけるリスクの想定という根拠や要件に対し、アッシュダウンは、高度に流動的、可視的、双方向的な社会においてメディアの注目を集めるリスクは明らかに予測不可能であるからそもそも健全な根拠とはならず、当該表現の出来事に公益性が認められるかで現実的悪意の立証の要否を判断するか、あるいはすべてのケースで過失の立証の要求にとどめるべきと主張する。Ashdown, *supra* note 57, at 756-758.
- 65) ハリー・ストネシファーとドン・スニードも、名誉毀損訴訟の原告がプロフェッショナルである場合、限定的公的人物になるためには弁護士であればクライアントを代表する、医師であれば患者を治療する以上の推進力が必要であることが多くの裁判例から明らかであるとして、プロフェッショナルに焦点を置いているが、本稿と同様に分析している。もっとも、限定的公的人物として扱えるほどの推進力がどの程度であるかの判断はしばしば困難になっているとも述べている。Harry W. Stonecipher and Don Sneed, *A Survey of the Professional Person as Libel Plaintiff: Reexamination of the Public Figure Doctrine*, 46 Ark. L. Rev. 303, 330 (1993).
- 66) *Ampex Corp. v. Cargle*, 128 Cal. App. 4th 1569, 1573-1575 (2005).
 67) *Id.* at 1578.
 また、2010年の *Park W. Galleries, Inc. v. Global Fine Art Registry, LLC* 事件の連邦地裁判決でもメディアのインタビューを受けたこととYouTube等をウェブサイトアップロードしたことが同等にみられている。 *Park W. Galleries, Inc. v. Global Fine Art Registry, LLC*, No. 08-12247; No. 08-12274, 2010 U.S. Dist. LEXIS 17323, at *30-*34 (E. D. Mich. Feb. 26, 2010).
- 68) *Eagle Broadband, Inc. v. Mould*, No. H030169, 2007 Cal. App. Unpub. LEXIS 10116, at *1-*2 (Dec. 14, 2007).
 69) *Id.* at *48-*50.
 70) *Hibdon v. Grabowski*, 195 S.W. 3d 48, 53-54 (Tenn. App. 2005).
 71) *Id.* at 62.

72) Franklin Prescriptions, Inc. v. New York Times Co., 267 F. Supp. 2d 425, 429-430 (E.D. Pa. 2003).

73) *Id.* at 436-437.

もっとも、もしインターネット上で注文を受けていたとしたら、公的論争の中に自分自身を置いているとの主張は認められやすくなるとも述べられている。*Id.* at 437.

74) *Bieter v. Fetzer*, No. A04-10342005, Minn. App. LEXIS 24, at *2-*4 (Jan. 18, 2005).

75) *Id.* at *9.

76) *La Marca v. Capella Univ.*, *La Marca v. Capella Univ.*, No. SACV 05-642 DOC (MLGx), 2006 U. S. Dist. LEXIS 103091 at *1-*4 (C.D. Cal., Feb. 6, 2006).

77) *La Marca v. Capella Univ.*, *La Marca v. Capella Univ.*, No. SACV 05-00642-MLG, 2009 U. S. Dist. LEXIS 140899, at *10-*11 (C.D. Cal., Jan. 6, 2009).

ほかにも、2002年のPlayboy Enters. v. Welles 事件連邦控訴裁判決では、原告はさまざまなメディアや自身のウェブサイトで公的論争についてコメントし、当該論争に関する記事を自身のウェブサイトに掲載することで、自ら進んで公的論争の中心に身を置いたとの判断が下されている。*Playboy Enters. v. Welles*, 30 Fed. Appx. 734 (9th Cir. 2002).

78) Michael Hadley, *THE GERTZ DOCTRINE AND INTERNET DEFAMATION*, 84 Va. L. Rev. 477, 499-500 (1998).

さらに、このように解さないと、「自発性」の要件が事実上意味をなさなくなり、結果的に「公的論争」の要件で法的責任を判断することになって、Gertz判決で否定された「公的関心事」のテストを復活させることにもなりうる。「公的論争」や「公的関心事」の要件に関しては、岡根好彦「アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における『公的論争』と『公的関心事』の比較：同国の裁判例を参考として」阪南論集社会科学編第56巻1号21ページ以下を参照。

79) Anthony Ciolli, *BLOGGERS AS PUBLIC FIGURES*, 16 B. U. Pub. Int. L. J. 255, 270 (2007).

なお、アントニー・シオリは、ブログの開設者について、第3巡回区や第5巡回区のような比較的反動的な裁判所では開設者が注目やコメントを受けようとする行動をとってれば、その開設者が注目やコメントを望んでいるかどうかにかかわらず、自発性は認められるし、保守的な裁判所でも、コメント等を可能にするブログを作成すれば、その開設者は公的論争の中で注目と影響力の両方

を求めていることになり、自発性が認められることになると分析している。*Id.* at 271. そのうえで、ブログ開設者が限定的公的人物として扱われることについて、通信品位法230条の存在や市場における需給バランスにより、思想の自由市場等への影響は小さいと主張している。*Id.* at 278-282.

80) Thomas E. Kadri and Kate Klonick, *FACEBOOK V. SULLIVAN: PUBLIC FIGURES AND NEWSWORTHINESS IN ONLINE SPEECH*, 93 S. Cal. L. Rev. 37, 81-84 (2019). そのうえで、カドリらは、①たとえインターネット利用者が意図的にネット上に投稿したとしても、ネット上で大騒ぎを起こして突然有名になることまで意図していたと推測するのは合理的ではないし、②病的な反応のリスクやそれに伴う負担まですべて想定していたのかどうか疑問であり、③「自分自身の意図的な行動」がほとんどないかあるいはまったくなく状態で無意識のうちに有名になることはもはや「まれ」ではないため、自発性と非自発性の区別を明確にして広がりすぎてしまう公人の範囲を狭く限定すべきことや自発性の要件の意義が弱まっていることを指摘している。*Id.* at 84-87.

81) マテュー・ラファマンも、全面的公的人物の自発性に関する言及ではあるが、同様の内容を主張している。Matthew Lafferman, *DO FACEBOOK AND TWITTER MAKE YOU A PUBLIC FIGURE?: HOW TO APPLY THE GERTZ PUBLIC FIGURE DOCTRINE TO SOCIAL MEDIA*, 29 Santa Clara Computer & High Tech. L.J. 199, 230-231 (2012). ラファマンは、かかる問題につき、被告の証拠基準の厳格化および公的アクセス可能性の有無をもって対応すべきことを推奨している。*Id.* at 232-244.

なお、さらに進めた見解として、ジョー・トレヴィゾは、プロスポーツ選手のような日頃から世間が注目している人物について、ツイッター等で1日の詳細を世界に向けて容易に発信して閲覧されることから、常に全面的公的人物として扱われ、限定的公的人物の枠組みが失われる可能性があるとして指摘している。一般のインターネット利用者であっても、日頃から情報を発信し閲覧されていれば、かかる問題は生じうると思われる。Joe Trevino, *From Tweets to Twibel: Why the Current Defamation Law Does Not Provide for Jay Cutler's Feelings*, 19 Sports Law. J. 49, 66-67 (2012).

(2021年7月28日掲載決定)